島根県学校生活協同組合のみなさまへ

ハッピーライフ年金プラン＊の効果的な活用方法

＊拠出型企業年金保険〔個人年金保険料控除（税制適格型）〕
※ご加入には所定の条件があります。詳細は令和９年４月１日、令和９年１２月１日加入のパンフレットの「加入資格」をご確認ください。
※個人年金保険料控除の適用を受けるためには所定の条件があります。詳細は令和９年４月１日、令和９年１２月１日加入のパンフレットの「税務上のお取扱い」をご確認ください。

一時払持込制度を活用しよう！

年２回、４月・１２月に一時払持込みが可能です。
一時払持込みで掛金を「１００万円」持込んだ場合の、
一時払持込み部分の積立金額（脱退一時金額）の推移は･･･

■給付額試算表

積立期間	積立金額（脱退一時金額）	一時払持込金額との差額
1年	約 1,009,500円	約 ＋9,500円
2年	約 1,019,000円	約 ＋19,000円
3年	約 1,028,800円	約 ＋28,800円
4年	約 1,038,700円	約 ＋38,700円
5年	約 1,048,800円	約 ＋48,800円
10年	約 1,102,000円	約 ＋102,000円
20年	約 1,220,500円	約 ＋220,500円
30年	約 1,354,900円	約 ＋354,900円
40年	約 1,505,900円	約 ＋505,900円

繰延制度を活用しよう！

退職後すぐに年金受取りの必要がない場合、
最長１０年まで年金の受取開始を繰延べて積立金額を
増やすことができます。
退職時積立金額が「５００万円」の場合の推移は･･･

■給付額試算表

繰延期間	積立金額（脱退一時金額）	制度活用による増加額
1年	約 5,047,500円	約 ＋47,500円
2年	約 5,095,500円	約 ＋95,500円
3年	約 5,144,000円	約 ＋144,000円
4年	約 5,193,000円	約 ＋193,000円
5年	約 5,242,500円	約 ＋242,500円
6年	約 5,292,500円	約 ＋292,500円
7年	約 5,343,000円	約 ＋343,000円
10年	約 5,497,000円	約 ＋497,000円

●上記の数値は、一定の前提条件のもと試算した結果であり、将来の受取額をお約束するものではありません。※試算の前提については、裏面をご参照ください。
●一時払持込みの掛金は、団体指定の口座に2月に振込みいただいた場合は4月、10月に振込みいただいた場合は12月に積立金に充当いたします。
※一時払持込みの掛金に関わる振込手数料はご加入者（被保険者）負担です。振込手数料を含む払込みいただく掛金の総額は別途連絡させていただきます。

＜当ビラに記載の給付額について＞

以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。

1. 当ビラに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
   (1)この保険契約全体の加入口数が月払3,076口、半年払285口を常に維持していることを前提とします。
   (2)ご加入者（被保険者）全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
   (3)令和8年5月1日現在の基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）に基づき計算しております。
   (4)この保険契約における令和8年4月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
   (5)記載の金額には、配当金を加味しておりません。
2. 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）については将来変更される場合があります。
   その結果、年金・一時金の受取金額が減少等の変動をする場合があります。
3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。
   また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。
4. 年度〈令和9年4月1日～令和10年3月31日〉途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。
   また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
5. 積立金額（脱退一時金額）は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更等により、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間は変動する可能性がございますので、ご留意ください。
6. 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
7. 給付額試算表は、4月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中加入の場合は、記載の試算表の額と異なる（下回る）ことがあります。
8. この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

※ご加入のご検討に際しましては、令和9年4月1日、令和9年12月1日加入のパンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等にて必ず詳細をご確認ください。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の**抱える**リスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の
公的年金シミュレーターはこちら

島根県学校生活協同組合

日本－企－2026－454－11260－B(R8.9.2)